



# 山形県公報

平成21年9月11日(金)  
第2076号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……1003

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……1004
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) ……1005
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……1006
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……1007
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……1008
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1009
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……1010
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(交通政策課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁地域支援課) ……1011
- 平成21年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(保健薬務課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(産業技術短期大学校) ……同

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第69号

#### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第92号様式（表）中

|                                |
|--------------------------------|
| 乗 率                            |
| 3,000円（平成20年度までは4,000円）        |
| 3,000円（平成20年度までは4,000円）× 1 / 2 |
| 4,000円                         |
| 3,000円                         |

を

|                          |
|--------------------------|
| 算定の基礎となる金額又は乗率           |
| 円（A）                     |
| （A）に 1 / 2 を乗じて得た金額<br>円 |
| 3,000円                   |

に、

|            |
|------------|
| 平成19・20年度分 |
| 平成21年度以降分  |

を

|     |
|-----|
| 本則分 |
| 特例分 |

に、

|     |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|
| 合 計 |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|

を

|       |      |  |  |  |  |
|-------|------|--|--|--|--|
| 調 整 額 | （理由） |  |  |  |  |
| 合 計   |      |  |  |  |  |

に改め、

同様式（裏）の記載上の注意第5項中「乗率」を「算定の基礎となる金額又は乗率」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第824号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名     | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類     | 指定年月日       |
|------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社羽根沢                | さわばた<br>西村山郡河北町谷地戊1260番地               | 通 所 介 護     | 平成21. 6. 12 |
| 有限会社高橋商事               | 介護福祉施設 燦燦<br>山形市大字十字字大原848番地 1         | 特定施設入居者生活介護 | 同 6. 19     |
| 有限会社エヌエス・商会            | 有限会社 エヌエス・商会 福祉事業部<br>尾花沢市横町二丁目 2 番35号 | 福 祉 用 具 貸 与 | 同 6. 29     |
| 有限会社エヌエス・商会            | 有限会社 エヌエス・商会 福祉事業部<br>尾花沢市横町二丁目 2 番35号 | 特定福祉用具販売    | 同           |
| 特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター | 第2エッセンシャルケアセンター<br>天童市東長岡三丁目 6 番 3 号   | 訪 問 介 護     | 同           |

|                     |                                     |          |   |      |
|---------------------|-------------------------------------|----------|---|------|
| 株式会社千寿              | せんじゅ在宅サービス<br>山形市上町二丁目3番2号          | 訪 問 介 護  | 同 | 6.30 |
| 株式会社ドリームサービス        | ドリームケアサービス<br>山形市新開二丁目10番7号         | 訪 問 介 護  | 同 | 7.7  |
| 合同会社咲楽              | デイサービス 咲楽<br>山形市大字風間1445番地5         | 通 所 介 護  | 同 | 7.10 |
| 社団法人寒河江市西村山郡訪問看護事業団 | 寒河江市西村山郡訪問看護ステーション<br>寒河江市中央二丁目2番1号 | 居宅療養管理指導 | 同 | 7.21 |

## 山形県告示第825号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称   | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類     | 指定年月日      |
|------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 合同会社さくら居宅介護支援事業所 | さくら居宅介護支援事業所<br>尾花沢市大字市野々85番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成21. 5.19 |
| 医療法人社団博誠会        | 居宅介護支援事業所はらだ<br>上山市石崎二丁目1番34号 | 居 宅 介 護 支 援 | 同 6.12     |

## 山形県告示第826号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名   | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類             | 指定年月日      |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------|------------|
| 有限会社高橋商事               | 介護福祉施設 燦燦<br>山形市大字十字字大原848番地1        | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 平成21. 6.19 |
| 有限会社エヌエス・商会            | 有限会社 エヌエス・商会 福祉事業部<br>尾花沢市横町二丁目2番35号 | 介護予防福祉用具<br>貸与      | 同 6.29     |
| 有限会社エヌエス・商会            | 有限会社 エヌエス・商会 福祉事業部<br>尾花沢市横町二丁目2番35号 | 特定介護予防福祉<br>用具販売    | 同          |
| 特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター | 第2エッセンシャルケアセンター<br>天童市東長岡三丁目6番3号     | 介護予防訪問介護            | 同          |
| 株式会社千寿                 | せんじゅ在宅サービス<br>山形市上町二丁目3番2号           | 介護予防訪問介護            | 同 6.30     |
| 株式会社ドリームサービス           | ドリームケアサービス<br>山形市新開二丁目10番7号          | 介護予防訪問介護            | 同 7.7      |
| 社団法人寒河江市西村山郡訪問看護事業団    | 寒河江市西村山郡訪問看護ステーション<br>寒河江市中央二丁目2番1号  | 介護予防居宅療養<br>管理指導    | 同 7.21     |

**山形県告示第827号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社タイヨウ       | ソーレケアプランセンター中桜田<br>山形市中桜田二丁目12番7号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成21. 7. 31 |

**山形県告示第828号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日       |
|-----------------------------------------|----------------------------------|------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人エッセンシャルケアセンター<br>天童市東長岡三丁目6番3号 | 第2エッセンシャルケアセンター<br>天童市東長岡三丁目6番3号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成21. 6. 29 |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地             | ケアホーム支援センター向陽園<br>山形市大字長谷堂4687番地 | 共 同 生 活 介 護            | 同 7. 31     |

**山形県告示第829号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ライフパートナー       | デイサービスセンターめぐみ東大町<br>酒田市東大町三丁目40-8B | 通 所 介 護 | 平成21. 8. 20 |
| 酒田合同自動車株式会社        | 酒田合同自動車株式会社<br>酒田市山居町一丁目5番33号      | 訪 問 介 護 | 同 8. 24     |

**山形県告示第830号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類         | 指定年月日       |
|----------------------|------------------------------------|-----------------|-------------|
| デイサービスセンターめぐみ東大町     | デイサービスセンターめぐみ東大町<br>酒田市東大町三丁目40-8B | 介 護 予 防 通 所 介 護 | 平成21. 8. 20 |
| 酒田合同自動車株式会社          | 酒田合同自動車株式会社<br>酒田市山居町一丁目5番33号      | 介 護 予 防 訪 問 介 護 | 同 8. 24     |

## 山形県告示第831号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字船町、大字向新田及び大字中野の各一部
- 5 認証年月日  
平成21年8月31日

## 山形県告示第832号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 本 間 弥 助   | 最上郡戸沢村大字神田963番地  |
| 同        | 八 畝 文 夫   | 同 大字松坂766番地の4    |
| 同        | 荒 川 健 悦   | 同 大字名高979番地      |
| 同        | 黒 坂 文 男   | 同 大字神田334番地      |
| 同        | 安 喰 栄 一   | 同 鮭川村大字佐渡1766番地  |
| 同        | 小 野 宏     | 同 戸沢村大字松坂123番地の1 |
| 同        | 荒 木 庄 也   | 同 鮭川村大字中渡90番地    |
| 同        | 荒 川 幸 一 郎 | 同 戸沢村大字名高998番地   |
| 同        | 大 川 信 一   | 同 大字津谷38番地       |
| 同        | 山 科 正     | 同 大字岩清水93番地      |
| 同        | 岸 孝 義     | 同 大字神田984番地の2    |
| 同        | 矢 口 広 行   | 同 大字松坂354番地      |
| 同        | 中 村 實     | 同 大字蔵岡131番地      |

|     |           |   |            |
|-----|-----------|---|------------|
| 同   | 柿 崎 信 昭   | 同 | 154番地      |
| 監 事 | 八 楯 勝 治   | 同 | 大字松坂631番地  |
| 同   | 安 食 哲 弥   | 同 | 大字蔵岡1534番地 |
| 同   | 二 戸 部 義 行 | 同 | 大字神田951番地  |

## 山形県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 黒 坂 文 男 | 最上郡戸沢村大字神田334番地 |
| 同        | 大 川 信 一 | 同 大字津谷38番地      |
| 同        | 小 野 宏   | 同 大字松坂123番地の1   |
| 同        | 柿 崎 信 昭 | 同 大字蔵岡154番地     |
| 同        | 岸 孝 義   | 同 大字神田984番地の2   |
| 同        | 矢 口 広 行 | 同 大字松坂354番地     |
| 同        | 荒 木 庄 也 | 同 鮭川村大字中渡90番地   |
| 同        | 木 村 敏   | 同 戸沢村大字神田981番地  |
| 同        | 荒 川 健 一 | 同 大字名高958番地     |
| 同        | 海 藤 昭 七 | 同 1023番地        |
| 同        | 大 山 吉 郎 | 同 大字松坂757番地     |
| 同        | 早 坂 藤 一 | 同 大字岩清水1647番地   |
| 監 事      | 安 食 一   | 同 大字蔵岡1570番地    |
| 同        | 高 橋 安 夫 | 同 大字神田888番地     |
| 同        | 星 川 慶 治 | 同 大字松坂630番地     |

**山形県告示第834号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 佐 藤 一 眞 | 鶴岡市矢馳甲 6 番地 |

**山形県告示第835号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 監 事      | 今 井 正 彰 | 酒田市牧曾根字西興野 5 番地 |

**山形県告示第836号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 山形市大字十文字字大原2442番9 から<br>同 468番3 まで | 旧    | 8.5 メートル<br>} 7.0  | メートル<br>79 |
| 同 上                                | 新    | 10.4 メートル<br>} 8.4 | 同 上        |

**山形県告示第837号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字十文字字大原2442番9 から  
同 468番3 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年9月11日

**山形県告示第838号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------|---|------|--------------------|-------------|
| 酒田市市条字横枕173番から<br>同 47番5まで |   | 旧    | 28.0メートル<br>} 17.0 | メートル<br>183 |
| 同                          | 上 | 新    | 29.5メートル<br>} 19.0 | 同 上         |

**山形県告示第839号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 酒田市市条字横枕173番から  
同 47番5まで
- 3 供用開始の期日 平成21年9月11日

**山形県告示第840号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年9月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町後田字中田244番から  
同 字柳原上2番4まで
- 3 供用開始の期日 平成21年9月11日

**山形県告示第841号**

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通政策課及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の

表港湾環境整備施設Lの項中 「6,870平方メートル」 を 「5,733.89平方メートル」 に改める。



## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成21年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 ネイチャーアカデミーもがみ

(2) 代表者の氏名

矢口末吉

(3) 主たる事務所の所在地

最上郡鮭川村大字川口2834番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々を対象として、自然保護、環境保全、環境調査、環境学習等の事業を通じて、生物多様性の維持と環境保全意識の高揚に寄与することを目的とする。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 日                                 | 時 | 場 所                      |
|-----------------------------------|---|--------------------------|
| 平成21年11月13日（金）<br>午前10時30分から12時まで |   | 山形市香澄町三丁目4番5号<br>山形国際ホテル |

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を平成21年9月24日（木）から同年10月16日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立産業技術短期大学校電子計算機システム賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年9月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校会議室（2階）
- (2) 日 時 平成21年10月22日（木） 午前10時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立産業技術短期大学校電子計算機システム賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年1月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成22年2月1日から平成28年1月31日までの期間に相当する料金の総価のうち2箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
  - (5) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (6) 9の(1)により提出された応札役務仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
  - (7) 当該賃貸物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該賃貸物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校総務企画課 電話番号023(643)8431

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書その他必要な書類（以下「応札役務仕様書等」という。）を平成21年10月2日（金）正午までに山形県立産業技術短期大学校総務企画課に提出すること。この場合において、応札役務仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに応札役務仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書等については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、応札役務仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured:Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology : 1 set
- (2) Time limit for tender : 10:30A.M. October 22, 2009
- (3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Tecnology, 2-1 Matsuei 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2473 Japan TEL 023-643-8431

平成21年9月11日印刷  
平成21年9月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形 (631)2057 (631)2056